平成２８年（フ）第８２１号
広島市安佐南区山本３丁目14番15―102号　Ｂ棟
破産者　樋口　　実
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８８８号
札幌市北区新川西１条３丁目11番22号
破産者　釜野　光子
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１７５号
札幌市豊平区豊平５条８丁目２―１　レジデンスやまいち308号、開始決定時の住所札幌市豊平区中の島１条２丁目１番１―303号
破産者　落合　玲美
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８号
札幌市清田区清田２条３丁目10番47号　ジオンコート清田206号
破産者　成田　忠生
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２９号
青森県弘前市大字新寺町132番地２　コーポユー７号
破産者　野呂　　孝
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１４７号
青森県弘前市大字浜の町東１丁目10番地27
破産者　山本　哲也
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１１５号
青森県八戸市石堂４丁目10番21号　サニーハイツ石堂１号室、前住所青森県八戸市石堂４丁目６番７号
破産者　小守　　努
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
青森県八戸市柏崎４丁目12番５号　クリスタルアベニュー１―Ｄ、前住所青森県八戸市江陽１丁目15番19号　松浦ハイツ１号室
破産者　高坂　恭子
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
青森県八戸市大字市川町字市川100番地６、前住所青森県三戸郡南部町大字鳥舌内字下沢田20番地２
破産者　木村　一世（旧姓田村）
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第７０５号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目36番４号　コーポ旭ケ丘203
破産者　河野　智也
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３６号
宮城県登米市迫町佐沼字新駒木袋167番地　第２コーポ小山101号室
破産者　松本　健治
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第８３号
茨城県那珂郡東海村村松2804―４　特別養護老人ホーム常陸東海園、住民票上の住所茨城県高萩市大字島名1951番地の３
破産者　追平　義春
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１５４４号
さいたま市緑区原山３丁目17番５号　ハイホーム浦和408、旧住所愛媛県松山市古川西２丁目12番９号
破産者　西山　勇輝
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９５号
埼玉県久喜市吉羽３丁目１番地21　Ｈ号棟
破産者　本多　季之
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６１１号
埼玉県川口市前川４丁目７番７号　斉藤荘201号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市芝下３丁目29番11号　レオパレス水野谷101号
破産者　佐藤　義祐
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９７号
横浜市港北区小机町974番地２　サクラガーデン小机301号
破産者　三木幸一郎
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４９７号
神奈川県茅ヶ崎市今宿731番地
破産者　加藤　聰之
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６３３号
横浜市旭区川島町2972番地５
破産者　丸川真味子
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部